

# 社会福祉施設整備資金利子補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、民間社会福祉施設の整備拡充を図るため、社会福祉施設整備資金の利子補助金を交付することについて、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助の対象)

第2条 この要綱による補助を受けることができる者は、市内で事業を行う法人とする。  
ただし、平成30年4月1日以降に神戸市民間社会福祉施設等整備審査会等（以下「審査会」という。）の承認を経た後に融資を受けた法人については、社会福祉法人に限ることとする。

## (補助金の使途)

第3条 この要綱により交付する補助金は、社会福祉施設の新設、増改築等及びそれに伴う土地取得の資金に充てるため、又は、市長が特に必要と認める社会福祉施設にかかる土地取得等の資金に充てるため、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）から融資の決定を受けたものについて、その融資にかかる支払利子の一部に充当するものとする。

## (補助の対象施設)

第4条 この要綱による補助の対象となる施設は、保健福祉局の所管する施設であって、原則として施設の新築、増改築等について神戸市民間社会福祉整備費等補助金交付要綱（昭和48年4月1日施行）に基づく補助金を適用する予定のもののうち次のとおりとする。

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する保護施設
- イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に規定する障害福祉サービス事業を行う施設、障害者支援施設及び福祉ホーム
- ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する障害児入所施設及び児童発達支援センター並びに児童発達支援事業を行う施設及び放課後等デイサービスを行う施設
- エ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人福祉施設
- オ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）
- カ ア～オまでの社会福祉施設に準ずる施設で、福祉の増進のために、特に市長が必要と認めたもの

## (補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号のとおりとする。

- (1) 平成16年3月31日までに融資の決定を受けたものについては、融資一件ごとに補助を受けようとする年度（以下「当該年度」という。）の融資実行時の償還計画に基づく利子支払計画（福祉医療機構が指定した償還期日が当該年度にかかるものをいう。以下「当初利子支払計画」という。）に基づき支払おうとする利子額から、兵庫県から同種の補助金の交付を受ける金額を控除した額の範囲内とする。
- (2) 平成16年4月1日以降平成25年3月31日までに審査会の承認を経た後に融資を受けたものについては、当該年度の当初利子支払計画に基づき支払おうとする利子額の内、半額を限度とする。但し、利率が4%以下の場合は利率2%に相当する額を限度とする。
- (3) 平成25年4月1日以降に審査会の承認を経た後に融資を受けたものについては、当該年度の当初利子支払計画に基づき支払おうとする利子額の内、半額を限度とする。但し、平成25年4月1日以降平成29年3月31日までに審査会の承認を経た後に融資を受けた介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する小規模多機能型居宅介護事業所並びに障害者総合支援法に規定する療養介護、短期入所、及び

共同生活援助事業所については、当分の間、利率が4%以下の場合は利率2%に相当する額を限度とする。

- (4) 前号にかかわらず、平成30年4月1日以降に審査会の承認を経た後に変動金利により融資を受けたものについては、当該年度の利子支払計画に基づく利子額の半額又は融資実行時における固定金利により算出した当該年度の利子額の半額のいずれか低い方を限度とする。
- (5) 福祉医療機構貸付準則13の3並びに福祉医療機構貸付利率準則第6及び別表6に定める福祉医療機構のオンコスト保証制度による融資を受けたものについては、当該制度による上乗せ利率分に相当する額は、補助対象外とする。
- (6) 第1号から第3号までの規定にかかわらず、償還計画を変更する場合にあっては、神戸市と事前協議を行うこととし、当初利子支払計画時に予定されていた利子補給の総額を限度とする。ただし、変更後の各年度における補助額については、協議の上決定するものとする。
- (7) 前各号にかかわらず、変動金利による償還を選択している等特に必要な場合に限り、神戸市と協議の上、限度額を見直すことができるものとする。

#### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする法人は、当該年度（4月1日から翌年の3月31日まで）中に申請書（様式第1号）及び別に定める書類を市長に提出しなければならない。

#### (補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を交付決定通知書（様式第2号）により当該法人に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付すことができる。

#### (実績報告書の提出)

第8条 前条の通知を受けた法人（以下「補助事業者」という。）は、当該年度の補助事業が完了したときは、支払書の写を添付した実績報告書（様式第3号）を、市長に提出しなければならない。

#### (額の確定)

第9条 市長は、補助事業者から前条の報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査等を行い、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第4号）により補助事業者に速やかに通知することとする。

2 市長は、確定した補助金の交付額が、交付の決定における交付額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することとする。

#### (補助金の請求)

第10条 市長は、前条第1項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される請求書（様式第5号）を受理したときは、補助金を交付するものとする。

#### (施行の細則)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は保健福祉局長が定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和49年10月1日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

#### 附 則

この要綱は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、昭和52年7月19日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則  
この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、昭和60年3月29日から施行し、昭和60年1月1日より適用する。

附 則  
この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成25年11月20日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。